

# 第2編 交通安全対策の組織と活動

## 第1 交通安全対策の組織

### 1 県の組織

#### (1) 生活環境部生活交通課

知事の権限に属する事務の適かつ能率的な遂行を図るため、生活環境部生活交通課において交通安全を推進した。

交通安全に関する主な事務分掌は、次のとおりである。

- 交通安全対策の総合企画及び調整に関すること。
- 交通安全運動の推進に関すること。
- 交通安全の広報・啓発に関すること。

#### ア 交通安全対策会議

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和45年10月20日、国の関係地方機関、県、関係市町村等で構成する「福島県交通安全対策会議」を設置した。

構成は、知事を会長として委員17名、特別委員5名及び幹事29名である。

所掌事務は、県内における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法に基づく交通安全計画（5か年計画）及び交通安全実施計画（毎年度の計画）の作成並びに実施である。

#### イ 交通対策協議会

県内における交通安全対策について、関係行政機関及び団体と協議して総合的な対策を樹立しこれを強力に推進するとともに、広く県民運動を展開し、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、昭和36年12月「福島県交通対策協議会」を設置した。構成は、知事を会長として委員101名、常任委員47名、監事2名、幹事34名である。

また、県内各地方振興局には、「地方交通対策協議会」を設置し、市町村に対する交通安全対策の推進に関する指導や調整を図っている。

なお、一部を除き大部分の市町村においては、市町村長を長とする「市町村交通（安全）対策協議会」を設置し地域住民の交通安全対策を推進している。

#### ウ 道路環境整備技術調査委員会

県内の交通危険箇所、渋滞箇所、都市交通問題等を取り上げて調査研究し、その改善に役立てることを目的に、生活交通課長を委員長として、国土交通省東北地方整備局の県内各国道事務所長、県土木部関係課長、県警本部交通部関係課長、福島大学教授などの委員や調査研究員で組織されている。

## (2) 県警察本部の組織

県警察本部交通部に4課2隊を置き、交通事故防止等の諸対策を推進している。

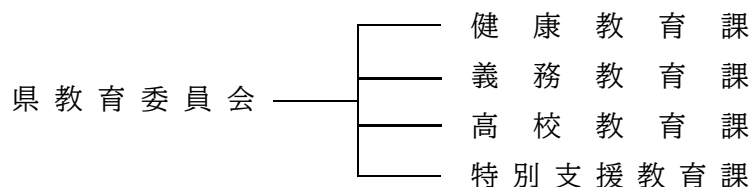


主な所管事務は次のとおりである。

- 交通事故防止対策に関すること。
- 交通事故の分析・統計に関すること。
- 交通安全教育、交通安全運動に関すること。
- 安全運転管理者等の選任・講習に関すること。
- 高齢者の交通事故防止に関すること。
- 交通規制、交通安全施設の設置・管理に関すること。
- 交通情報の収集、分析、伝達に関すること。
- 交通指導取締り、交通事故事件の捜査に関すること。
- 運転免許の試験及び交付、行政処分に関すること。
- 運転者の教育に関すること。
- 高速道路における交通事故防止に関すること。

## (3) 県教育委員会

学校における交通事故防止、交通安全教育及び生徒指導に関することについては健康教育課、義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課が業務を推進している。



2 市町村における組織

令和3年4月1日現在 (単位：人)

振興局	区分 市町村名	市町村交通安全担当者		市対協職 村員	交専 通門 教 育員	交 通 指 導 員	交 通 安 全 交 通 安 全		交 通 安 全 交 通 安 全		幼児交通安全クラブ				
		専 務	兼 務				少 年 団 体	母 の 会	組 織 数	会 員 数	組 織 数	会 員 数	組 織 数	会 員 数	
														幼 児	保 護 者
県北振興局	福島市	0	8	8	41	0	0	0	40	21000	19	124	104		
	伊達市	0	13	0	11	0	0	0	7	730	0	0	0		
	二本松市	0	6	0	6	0	0	0	4	9470	0	0	0		
	桑折町	0	1	0	2	0	0	0	4	3300	1	230	204		
	国見町	1	0	0	2	0	0	0	1	2738	0	0	0		
	川俣町	0	4	0	2	0	0	0	9	3539	0	0	0		
	本宮市	1	0	0	8	0	0	0	19	5291	0	0	0		
	大玉村	0	3	0	2	0	0	0	1	105	0	0	0		
小計	2	35	8	74	0	0	0	85	46173	20	354	308			
県中振興局	郡山市	1	8	4	14	0	0	0	42	13876	0	0	0		
	須賀川市	1	3	4	16	0	0	0	38	2795	0	0	0		
	田村市	0	2	0	7	0	1	10	5	2394	0	0	0		
	三春町	0	1	0	3	0	1	20	-	-	0	0	0		
	小野町	0	1	1	1	0	0	0	24	1701	0	0	0		
	小鏡石町	0	2	3	0	0	0	0	1	2984	0	0	0		
	天栄村	0	2	0	0	0	0	0	1	46	0	0	0		
	石川町	0	2	0	6	0	0	0	10	1200	0	0	0		
	玉川村	0	1	0	1	0	0	0	1	1544	0	0	0		
	平田村	0	1	1	2	0	0	0	19	1544	0	0	0		
	浅川町	0	1	1	0	0	0	0	1	71	0	0	0		
	古殿町	2	0	2	0	0	0	0	1	162	0	0	0		
小計	4	24	16	50	0	2	30	143	28317	0	0	0			
県南振興局	白河市	0	2	2	8	0	4	60	4	3400	0	0	0		
	西郷村	0	2	0	4	0	1	148	3	35	0	0	0		
	泉崎村	0	1	1	0	0	0	0	1	210	0	0	0		
	中島村	0	1	0	0	0	1	24	1	1074	0	0	0		
	矢吹町	0	3	0	4	0	0	0	4	800	0	0	0		
	棚倉町	0	1	0	2	0	0	0	-	-	0	0	0		
	矢祭町	0	1	0	1	1	0	0	-	-	0	0	0		
	塙町	0	1	0	2	0	0	0	1	100	0	0	0		
	鮫川村	0	3	0	1	0	0	0	-	-	0	0	0		
	小計	0	15	3	22	1	6	232	14	5619	0	0	0		
会津振興局	会津若松市	0	3	3	15	0	0	0	4	544	0	0	0		
	喜多方市	1	1	3	7	0	0	0	1	4402	1	0	10		
	北塩原村	0	1	3	0	0	0	0	4	570	0	0	0		
	西会津町	0	1	0	2	0	0	0	1	2281	0	0	0		
	磐梯町	0	1	0	1	0	0	0	1	713	0	0	0		
	猪苗代町	0	1	1	6	0	0	0	6	3928	0	0	0		
	会津坂下町	0	1	4	4	0	0	0	-	-	0	0	0		
	湯川村	0	2	3	2	0	0	0	1	365	0	0	0		
	柳津町	0	1	0	2	0	0	0	-	-	0	0	0		
	会津美里町	1	4	0	6	0	0	0	-	-	0	0	0		
	三島町	0	1	1	1	0	0	0	-	-	0	0	0		
	金山町	0	1	0	2	0	0	0	-	-	0	0	0		
	昭和村	0	2	0	2	0	0	0	-	-	0	0	0		
小計	2	20	18	50	0	0	0	18	12803	1	0	10			
南会津振興局	南会津町	1	3	1	3	0	1	88	4	190	0	0	0		
	下郷町	0	3	4	2	0	3	64	1	238	0	0	0		
	只見町	0	1	1	0	0	3	130	4	260	0	0	0		
	檜枝岐村	0	1	0	0	0	0	0	1	22	0	0	0		
小計	1	8	6	5	0	7	282	10	710	0	0	0			
相双振興局	南相馬市	0	16	16	12	0	0	0	3	60	0	0	0		
	相馬市	0	2	2	6	0	0	0	-	-	0	0	0		
	広野町	0	1	0	4	0	0	0	-	休止中	0	0	0		
	檜葉町	0	2	0	2	0	0	0	-	休止中	0	0	0		
	富岡町	0	3	0	0	0	0	0	-	休止中	0	0	0		
	川内村	0	1	0	0	0	0	0	-	休止中	0	0	0		
	大熊町	0	1	1	0	0	0	0	-	休止中	0	0	0		
	双葉町	0	1	0	0	0	0	0	-	休止中	0	0	0		
	浪江町	0	2	4	2	0	0	0	-	休止中	0	0	0		
	葛尾村	0	2	0	0	0	0	0	-	休止中	0	0	0		
	新地町	0	1	0	3	9	0	0	7	302	0	0	0		
飯館村	0	3	0	1	7	0	0	-	休止中	0	0	0			
小計	0	35	23	30	16	0	0	10	362	0	0	0			
いわき市	0	4	10	57	4	0	0	64	12000	0	0	0			
合計	9	141	84	288	21	15	544	344	105984	21	354	318			

### 3 民間における組織

#### (1) 一般社団法人福島県交通安全協会（福島市町庭坂字大原1-1）

##### ア 設立の目的

交通安全活動及び県民の交通道徳、交通安全意識の向上に資する活動を行い、もって県民の交通事故防止に寄与することを目的として、昭和23年4月に設立された組織である。

##### イ 主な事業

- (ア) 交通道徳及び交通安全思想向上のための広報啓発
  - (イ) 車両運転者の資質の向上に関する施策
  - (ウ) 交通功労者、優良運転者等の表彰
  - (エ) 交通事故に関する相談
  - (オ) 福島県警察本部長から委託を受けて行う事業
  - (カ) その他この法人の目的を達成するために必要と認めた事業
- #### (2) 一般社団法人福島県安全運転管理者協会（福島市町庭坂字大原1-1）

##### ア 設置の目的

安全運転管理者及び運行管理者が相互に連携協調して、自動車の安全な運転に必要な業務を遂行し、もって交通の安全と円滑化に寄与することを目的として、昭和43年10月に設立された組織である。

##### イ 主な事業

- (ア) 安全運転管理者及び運行管理者の研修
  - (イ) 安全運転に関する指導、調査・研究及び研修
  - (ウ) 交通安全、交通事故防止活動
  - (エ) 行政庁等が行う交通安全に関する措置への協力
- ##### ウ 協会独自の事業
- 安全運転管理者等講習業務（県公安委員会の委託）
- #### (3) 一般社団法人福島県指定自動車教習所協会（福島市町庭坂字大原1-1）

##### ア 設置の目的

自動車運転者の健全な発展を図り、もって交通の安全と社会公共の福祉に寄与することを目的として、昭和40年8月に設立された組織である。

##### イ 主な事業

- (ア) 自動車運転に関する教習方法についての調査研究
- (イ) 交通道徳の高揚に関する諸施策の実施
- (ウ) 自動車運転者の資質向上に関する施策の実施
- (エ) 交通遺児育英に関する施策の実施
- (オ) 運転免許取得に関する各種業務の実施

ウ 組織

県内の38の指定自動車教習所をもって構成している。

(4) 福島県交通安全母の会連絡協議会（福島市杉妻町2-16）

ア 設置の目的

悲惨な交通事故から人命を守るため、母親の力で、家庭からの交通ルールの周知徹底と交通安全教育、交通道德及び交通安全思想の普及啓蒙、子どもや高齢者を交通事故から守るための街頭活動等の交通安全活動を推進し、交通道德の向上と交通事故の防止に寄与することを目的として、昭和47年5月に設立された団体である。

イ 主な事業

- (ア) 子ども及び高齢者に対する交通安全対策と運動の推進
- (イ) 各種交通安全運動への積極的参加とその推進についての協力
- (ウ) 交通安全対策に関する調査研究

ウ 組織

県内48市町村の交通安全母の会をもって構成している。

(5) 福島県交通安全事業主会連絡協議会（福島市杉妻町5-75）

ア 設置の目的

事業所における組織的かつ効率的な交通安全対策を推進し、もって地域の交通の安全と円滑化に寄与することを目的として、平成17年3月に設立された団体である。

イ 主な事業

- (ア) 事業活動における自動車運転時の交通事故防止指導
- (イ) 地域における交通安全活動の支援
- (ウ) 行政庁が交通安全に関して行う措置に対する協力

ウ 組織

県内28の交通安全事業主会をもって構成している。

(6) 自動車安全運転センター福島県事務所（福島市町庭坂字大原1-1）

ア 設置の目的

自動車の運転に関する研修及び運転免許を受けていない者に対する交通の安全に関する研修の実施、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る資料及び交通事故に関する資料の提供並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的として、昭和50年に設立された認可法人組織である。

イ 主な業務

- (ア) 運転免許の停止処分を受ける直前の点数に達した運転者に対する警告の通知業務
- (イ) 無事故・無違反証明、運転記録証明等の運転経歴証明書及び交通事故証明書発行
- (ウ) 安全運転に必要な技術や交通事故防止に関する調査研究及び安全運転に関する研修

ウ 組織

東京に本部を置き、各都道府県に事務所を設置している。

(7) 独立行政法人自動車事故対策機構福島支所（福島市栄町7-33）

ア 設置の目的

自動車の運行の安全確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対する資金の貸付等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害保障法による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護増進に寄与するため、昭和48年12月に設置された特殊法人組織である。

イ 主な業務

- (ア) 運行管理者等の指導講習及び運転者の適性診断
- (イ) 交通遺児等の保護及び生活資金の貸付け、重度後遺症者の援護

ウ 組織

東京に本部を置き、各都道府県に50の支所を設置している。

## 第2 交通安全活動

### 1 交通安全総合対策の決定

#### (1) 福島県交通安全実施計画の策定

福島県交通安全対策会議では、交通安全対策基本法に基づき、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする第11次福島県交通安全計画（5か年計画）を令和3年10月に決定した。

この第11次福島県交通安全計画は、県民一人一人が、交通事故を起こさない、交通事故にあわないという意識を持ち、交通事故のない、安全で安心な県づくりを実現するため策定した。

#### (2) 交通安全運動福島県推進要綱決定

本県における令和2年中の交通安全運動は、「人優先」の交通安全思想を基本とし、「みんながねルール守れば ほら笑顔」をスローガンに、県民一人一人が相互理解と思いやりの心を持って、交通ルールの遵守と、思いやりの心に基づいた交通マナーを主体的に実践するとともに、関係機関・団体が連携して交通事故の実態と社会情勢の変化に対応した適切かつ効果的な交通安全対策を講ずることにより、安全で住みよい福島県の形成に寄与することを目的として策定された。

#### ◎ 年間の重点事項

##### ○ 特別重点事項 「交通死亡事故の抑止」

##### ① 高齢者の交通事故防止

##### ② 子供の交通事故防止

##### ③ 道路横断中の交通事故防止

##### ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

##### ⑤ 自転車の交通事故防止・危険行為の未然防止

##### ⑥ 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶と飲酒が関与する交通事故の防止

##### ⑦ 交差点・カーブ等における交通事故防止

##### ⑧ ゆずりあい運転の実践

#### ◎ 令和2年の各運動及び運動の重点

##### ① 年間の運動

運動の名称	運動の期間	運動の重点等
交通安全マナーアップ運動	1年	1 歩行者、自転車利用者のマナーアップ運動 ア 家庭におけるマナー教育の推進 イ 学校等教育の場におけるマナー教育の推進 ウ 街頭におけるマナー教育の推進 エ 交通安全教室等を通じたマナー教育の推進 オ 高齢者のマナー教育の推進 2 運転者のマナーアップ運動 ア 子供や高齢者などへの思いやり運転の励行 イ シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底 ウ 早めのライト点灯と原則上向きライトの励行 エ スピードダウン（速度抑制）の実践 オ 飲酒運転や無免許運転などの根絶と飲酒が関与する交通事故の防止 カ 運転中の「ながら運転」禁止の徹底 キ 「ゆずりあい運転」の励行

## ② 各季の運動

運動の名称	運動期間	スローガン	運動の重点等
春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日 までの10日間	スマホより 横断歩道の 僕を見て	○ 運動の重点 1 子供を始めとする歩行者の安全の確保 2 高齢運転者等の安全運転の励行 3 自転車の安全利用の推進
夏の交通事故防止県民 総ぐるみ運動	7月16日～7月25日 までの10日間	交差点 命のきけんが かくれんぼ	○ 運動の重点 1 子どもと高齢者の交通事故防止 2 道路横断中の交通事故防止 3 飲酒運転、無免許運転及び速度超過など悪質・危険な運転の根絶 4 自転車の交通事故防止（特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日 までの10日間	夕暮れの 一番星は 反射材	○ 運動の重点 1 子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保 2 高齢運転者等の安全運転の励行 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
年末年始の交通事故防 止県民総ぐるみ運動	12月10日～1月7日 までの29日間	ハイビーム こまめに活用 事故防止	○ 運動の重点 1 道路横断中の交通事故防止 2 高齢者の交通事故防止 3 夕暮れ時や夜間の交通事故防止（特に、夜光反射材用品等の活用の促進） 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 5 飲酒運転の根絶と飲酒が関与する交通事故の防止

## ③ 期間を定めて行う運動

運動の名称	運動期間	目標・実施方法など
自転車安全利用強化月間 (自転車月間)	5月1日～5月31日 (31日間)	自転車利用者に対する交通ルール遵守意識の高揚を図る
シートベルト強化月間	6月1日～6月30日 (30日間)	シートベルト着用率100パーセントを目指す
PM4（ピーエム・フォー） ライトオン運動	11月1日～2月28日 (120日間)	運転者の午後4時からのライト早めの点灯、原則上向きライトとライトのこまめな上下切替えの実践・推進

## ④ 日を定めて行う運動

運動の名称	実施日	運動の重点等
交通事故ゼロ・歩行者 優先の日	毎月1日	・ 子供や高齢者に対する思いやり運転の実践 ・ ノーマイカーデーへの参加協力
シルバー交通安全の日	毎月15日	・ 家庭訪問、街頭指導、高齢者交通安全教室などの実施
踏切事故防止の日	毎月23日	・ 踏切事故防止のための指導・広報活動の推進 ・ 安全点検などの推進
交通安全話し合いの日	毎月第3日曜日	・ 交通安全に関する話し合いの推進 ・ 交通安全家庭のちかひの推進
交通事故死ゼロ を目指す日	国の交通対策本部 の決定による	国の交通対策本部の決定による



## 2 交通安全運動の推進

年間重点目標及び各季運動の重点を周知徹底させるため実施した主要な施策は、次のとおりである。

### (1) 広報活動

#### ア ポスター、チラシなど広報資料の作成配布

- (ア) 各季の交通安全運動実施要綱（普及版） 96,000枚
- (イ) 春の全国交通安全運動のポスター 3,020枚
- (ウ) 秋の全国交通安全運動のポスター 2,544枚
- (エ) 交通事故ゼロを目指す日のチラシ 春・秋合わせて47,260枚

#### イ 広報紙等の発行

- (ア) 県広報紙「うつくしま夢だより」や県が行う新聞広報に交通安全関係記事を掲載した。
- (イ) 県交通安全母の会連絡協議会は「県交母だより」を112,500部、県警本部は「県警だより」を230,000部、「ふくしまのけいさつ」を4,000部、県交通安全協会は「交通ふくしま」6,000部、安全運転管理者協会は「安全運転管理者協会会報」を30,160部作成して、広報啓発活動を実施した。
- (ウ) 県交通対策協議会は、各市町村、交対協構成団体、その他の機関に、メールマガジン「交対協だより」を配信して広報・啓発を実施した。

#### ウ テレビ・ラジオ等を利用した広報・啓発

- (ア) 県において作製した高齢者事故防止テレビCMを関係団体で放映した。
- (イ) 県警本部においては、年間を通じて
  - ・ 交通安全広報（ラジオ福島、エフエム福島）
  - ・ 交通情報（NHK・ラジオ福島）

等の定時ラジオ番組で広報したほか、随時テレビ・ラジオを活用した広報啓発を実施した。

また、「福島県警察安全・安心Twitter(ツイッター)」やホームページを活用し、重大交通事故発生時における続発防止のためのタイムリーな広報啓発活動を実施した。

- (ウ) 県交通対策協議会においては、シートベルト着用強化月間、PM4ライトオン運動及び各季の安全運動等について、ラジオのスポット放送による広報を実施した。
- (エ) 県交通安全協会では、各季運動時にテレビ・ラジオ及び新聞紙上における広報を実施したほか、地区交通安全協会、県安全運転管理者協会、県指定自動車教習所協会と連携して、随時テレビ・ラジオを利用した交通安全広報を展開した。
- (オ) JA共済連（全国共済農業協同組合連合会）福島県本部では、「JA共済ふくしま交通安全アクション」を展開し、テレビ、ラジオ、新聞等による広報啓発活動を展開し、交通安全に関する意識啓発を図った。
- (カ) ラジオ福島では、命を守るキャンペーンや通リゃんせ基金キャンペーン等を通じた交通事故防止広報啓発活動を展開すると共に、音の出る信号機や視覚障害者用音声誘導装置などの寄贈を実施した。

#### エ 交通安全教育用絵本等の活用

各地区交通安全協会では「交通安全教育用絵本」（27地区合計約174冊）の無料貸出しによる地

域での安全教育活動を展開した。

#### オ 街頭広報及び巡回広報

- (ア) 各季の交通安全運動期間中、県警、市町村、交通関係機関・団体所有の広報車による広報を実施したほか、交通安全パレード等による広報啓発活動を実施した。
- (イ) 交通安全母の会では、10月中旬に県下一斉交通安全街頭活動を実施し、県内各地の主要幹線道路等において「命大切に」の幟旗を掲げるなどして命の大切さを訴えた。

#### カ 交通安全ポスターコンクール

例年JA共済連福島県本部主催により、児童・生徒の交通安全思想の高揚を目的とした交通安全ポスターコンクールを開催していたが、新型コロナウイルス感染症拡大により中止とした。

#### キ 交通安全ファミリー作文コンクール

国民一人一人の交通安全意識の高揚及び交通安全知識・マナー等の普及を図るため、各家庭や、学校、職場等において交通安全について話し合う良い機会になり、具体的な交通安全活動の実践につなげることを目的に、警察庁等の主催により実施された。

### (2) 安全活動

#### ア 街頭啓発活動の推進

県民の交通安全意識の高揚を図るため、各季の交通安全運動において、県・市町村、交通関係機関・団体、県警が連携して、交通事故防止を呼び掛けるキャンペーン、イベント等を開催した。

県警では、各運動期間中、県内の主要幹線道路において、関係機関・団体の協力を得て、運動周知のための広報や、「ふくしま交通事故防止3つの守り2020」をキャッチフレーズとした信号機のない横断歩道における歩行者保護の徹底、全席シートベルト着用などを呼び掛ける広報啓発活動を実施した。

交通安全母の会では、10月中旬に県下一斉交通安全街頭活動を実施し、交通安全と命の大切さを訴えた。

#### イ 「交通安全マナーアップ運動」の推進

福島県交通対策協議会構成機関・団体、地方交通対策協議会構成機関・団体、市町村、市町村交通対策協議会構成機関・団体が推進機関となり、

- 歩行者・自転車利用者のマナーアップ運動
  - ・ 家庭におけるマナー教育の推進
  - ・ 学校等教育の場におけるマナー教育の推進
  - ・ 街頭におけるマナー教育の推進
  - ・ 交通安全教室等を通じたマナー教育の推進
  - ・ 高齢者のマナー教育の推進

○ 運転者のマナーアップ運動

- ・ 子どもや高齢者などへの思いやり運転の励行
- ・ シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・ **早めのライト点灯と原則上向きライトの励行**
- ・ スピードダウン（速度抑制）の実践
- ・ **飲酒運転や無免許運転などの根絶と飲酒が関与する交通事故の防止**
- ・ 運転中の「ながら運転」禁止の徹底
- ・ 「ゆずりあい運転」の励行

を重点に、自主的な安全活動を推進した。

ウ 「ドライバー総参加のセーフティチャレンジ事業」の実施

3人一組のドライバー同士が相互啓発により、7月1日から12月31日まで無事故・無違反を目指すことにより交通事故の減少を図るこの事業は、**21,749**チーム（**65,247**人）がチャレンジし**19,287**チーム（総参加チームの**88.7**パーセント、**57,861**人）から無事故・無違反の報告があった。

なお、高齢運転者の交通事故防止を図るため、シルバー枠（65歳以上の者2名以上参加のチーム）を設け、**1,970**チーム（**5,910**人）がチャレンジし、**1,718**チームから無事故・無違反の報告があった。

エ ライト早め点灯運動（PM4ライトオン運動）の展開

秋から冬の薄暮時における交通事故を防止するため、11月1日から2月28日までを運動期間として、車両のライトの早め点灯と**対向車や前方を走行する車両がいない状況での上向き点灯**、幻惑防止のためのライトのこまめな切替えを促す運動を展開した。

オ 夜光反射材普及啓発活動の展開

夜間の交通事故を防止するため、各交通対策協議会、交通安全母の会、学校、老人クラブなどの関係機関・団体が相互連携し、歩行者、自転車利用者への夜光反射材等の普及と活用の促進を図る「夜光反射材普及啓発キャンペーン」等を展開した。

カ 全席シートベルト着用運動の展開

被害軽減対策としての後部座席シートベルト着用義務化を盛り込んだ改正道路交通法が平成20年6月に施行されたにもかかわらず、未だ着用率が低いことから、関係機関・団体が連携し「全席シートベルト着用」に関する啓発キャンペーンを展開した。

キ 家庭、地域を中心とした交通安全活動の推進

子どもと高齢者を交通事故から守るため、家庭及び地域ぐるみの運動として

- 交通安全自転車大会
- 交通安全標語コンクール
- スポーツを通じた交通安全活動

等を展開した。

ク 「市町村別交通事故防止コンクール」の実施（昭和55年から実施）

年間を通じ、市町村ごとの交通事故の実態を把握し、適切な交通事故防止対策を推進するとともに、地域の連帯感に訴えた地域住民の交通安全意識の高まりによる交通事故防止を図ること目的としたコンクールを実施した。

令和2年の結果は以下のとおりであった。

Aグループ	1位	相馬市	2位	伊達市	3位	喜多方市
Bグループ	1位	矢吹町	2位	西郷村	3位	猪苗代町
Cグループ	1位	玉川村	2位	古殿町	3位	平田村

ケ 飲酒運転の根絶対策の実施

飲酒を原因とする重大事故を抑止するため、各季の交通安全運動との連動を図りながら、「飲酒運転の危険性、反社会性」等に関する広報・啓発活動を展開した。

また、飲酒運転根絶に向けた具体的対策として、飲食店等と関係機関・団体が連携した「ハンドルキーパー運動」を展開した。

(3) 交通死亡事故抑止緊急対策

交通死亡事故多発警報発令要綱により、交通死亡事故が一定期間集中的に発生した場合には、全県又は一定の地域を指定した「交通死亡事故多発警報」を発令し、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県・県警、市町村及び関係機関・団体が一体となって総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進した。

令和2年は、交通死亡事故多発全県警報の発令はなかったものの、注意報が1回、地域警報（県中地域）1回であった。

なお、令和元年5月29日付、交通死亡事故抑止活動要綱の一部改正により、

- ・ 交通死亡事故多発警報の発令基準の見直し
- ・ 交通死亡事故多発警報（注意報）の新設

を行っている。

ア 交通死亡事故多発警報発令基準

旧発令基準(昭和62年4月1日施行)				旧発令基準(平成19年12月1日施行)				新発令基準(令和元年5月29日施行)					
警報の種類別		発令基準(10日以内の交通死亡事故件数)	発令期間	警報の種類別		発令基準(7日以内の交通死亡事故件数)	発令期間	警報の種類別		発令基準(7日以内の交通死亡事故件数)	発令期間		
全県警報		13件	10日間	全県警報		6件	10日間	全県警報		6件	10日間		
地域警報	県北	5件	7日間	県北	4件	7日間	地域警報	注意報	4件	1日間	県北	3件	7日間
	県中	5件	7日間	県中	4件	7日間		県中	3件	7日間			
	県南	4件	7日間	県南	3件	7日間		県南	3件	7日間			
	会津	4件	7日間	会津	4件	7日間		会津	3件	7日間			
	南会津	2件	7日間	相双	3件	7日間		相双	3件	7日間			
	相双	4件	7日間	いわき	4件	7日間		いわき	3件	7日間			
	いわき	5件	7日間										

イ 交通死亡事故多発警報の発令状況

(単位：件)

種別 年別	警 報 の 種 類										合 計	
	全 警	県 報	地 域 警 報							注 意 報		
			県 北	県 中	県 南	会 津	南 会 津	相 双	い わ き			計
21			1					1		2		2
22	5									0		5
23	4				1					1		5
24	1									0		1
25	1									0		1
26	1									0		1
27										0		0
28										0		0
29	1									0		1
30										0		0
令和元										0		0
2			1							1	1	2

ウ その他の緊急対策

「交通死亡事故多発警報」以外に、県警として警察署単位に交通死亡事故の続発要因が発生した場合には、署警報、緊急対策を発令し、交通関係機関・団体が一体となった抑止活動を展開した。

令和2年においては、

- ・ 署警報 10回
- ・ 緊急対策 40回

を発令し交通死亡事故の続発防止を図った。

3 交通安全教育の推進

交通事故は、大部分が人の行動に起因して発生しており、交通事故を防止するには県民一人ひとりの自覚と安全行動の実践が何よりも大切で、そのためには、すべての県民に対し交通安全教育を徹底することが必要である。

このため、関係機関・団体が連携し、あらゆる機会を捉え、交通安全思想の普及と浸透を図った。

(1) 幼児交通安全クラブの育成と指導等

令和2年度末現在、市町村に21クラブ（幼児数 354人）が結成されており、活動の多くは交通安全母の会によって実施されている。

県交通安全母の会連絡協議会の主催による子どもと高齢者の交通安全リーダー研修会が、例年、郡山市内の安積総合学習センターで開催され、子供と高齢者の交通事故防止に関するグループ討議等が行われているが、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった。

(2) 県内での交通安全教室等の開催

各警察署において、交通関係機関・団体と連携した参加・体験・実践型交通安全教室を1,428回 85,784人に対して実施した。

各市町村では、交通教育専門員（交通指導員）が年間を通じ交通安全教室等を実施したほか、通学路等での立哨活動などを実施した。

### (3) 幼稚園、学校における交通安全教育

#### ア 通学・通園路の総点検による交通安全教育

通学・通園路等の安全確保を目的に教育委員会・学校、道路管理者、警察が連携・協力して合同点検を実施し、その結果に基づく安全対策が推進されるよう働き掛けた。さらに徒歩・自転車・自動車・バス・列車等の通学手段に応じた安全管理と安全指導に努めた。

#### イ 交通安全教育の推進

幼稚園における交通安全教育は、自宅から幼稚園への行き帰り等の機会をとらえて繰り返し指導し、交通安全に関する基礎的な習慣や態度を身につけさせるよう指導した。

小・中学校、高等学校等における交通安全教育は、「生涯における安全・安心社会生活」という基本理念に立って、心身の発達段階に即して必要な知識や技能を習得させるとともに、身近な交通環境における様々な危険に対して、的確な判断のもと安全に行動できる能力を養うことを狙いとし体験的学習を取り入れるなどして、交通安全教育を計画的、継続的に実施した。

各学校では、交通安全係を中心に年間計画を作成し、学級活動（ホームルーム活動）、学校（園）行事、児童（生徒）会活動を通じて指導に当たった。

#### ウ 学校等での交通安全教室等の開催

県警においては、「交通安全教育指針」に基づき、夜光反射材の活用、歩行者・自転車利用者の安全な通行等を内容とした巡回型交通安全教室を、小学校で 355回、中学校で 83回、高等学校で28回開催し、交通安全意識の高揚を図った。

#### エ 保護者の協力体制の確立

交通安全に対する望ましいマナーを育成するには、家庭及び学校が一体となって協力し合うことが必要であることから、家庭訪問や授業参観、学級懇談会、学年PTA等の機会を利用して、その意義を強調するとともに、学校だより、学年だより等により保護者に対する交通安全思想の啓発に努めた。

また、校地内における交通事故を防止するため、学校の実態に応じ、校地内への保護者車両の乗り入れ自粛要請などを行った。

#### オ 「家庭の交通安全推進員」の活動

小学校と警察署が緊密な連携のもと、小学6年生15,404人全員を「家庭の交通安全推進員」に委嘱して、交通安全に対する意識を喚起し、交通安全行動の実践と下級生、家族等への啓発活動を展開させ、自他の生命尊重に基づく健全な交通社会人の育成を図った。

#### カ 「シルバーメール作戦」の実施

小学生の段階から、地域における交通安全活動に参画させることにより健全な交通社会人を育成する目的に、例年小学校と県及び県交通対策協議会が連携し、県内の小学3年生から高齢者へ交通事故防止を呼びかける「シルバーメール作戦」を行い、高齢者の交通事故防止と児童の交通

安全意識の向上を図っているが、新型コロナウイルス感染拡大により令和2年は中止とした。

(4) 地域社会における交通安全教育

ア 県民に対する交通安全教育の推進

県民を交通事故から守るには、県民の交通安全意識を高揚するための安全教育が不可欠である。

このため、県及び市町村は、関係機関・団体の協力を得ながら地域の指導者を育成するとともに、あらゆる機会を利用して地域の隅々まで教育活動を推進し、交通安全意識の浸透を図っている。

(5) 一般運転者に対する安全教育

ア 運転免許の更新時において、運転者教育を図る更新時講習を 234,990人の運転者に対して実施した。

この他、交通事故や交通違反等により運転免許の効力の停止処分を受けた運転者 1,880人を対象とした講習や、交通違反をして一定の基準に達した者への講習などを随時実施した。

イ 高齢者講習

免許の更新を受けようとする者で、更新期間が満了するに日おける年齢が70歳以上の者が受講する講習等で54,089人が受講した。

(6) 安全運転大会の開催

ア 二輪車安全運転福島県大会

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により中止（全国大会中止）。

イ 交通安全子供自転車福島県大会

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止により中止（全国大会中止）。

#### 4 自動車の利用者等に対する安全対策の推進

(1) 安全運転管理者講習会の開催

県内の安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者、副安全運転管理者 6,218人を対象に講習会を実施した。

(2) 交通事故防止コンクールの実施

県警と福島県安全運転管理者協会では、7月1日から9月30日までの3か月間にわたり、安全運転管理者または運行管理者が選任されている 5,000事業所を対象に、交通事故防止コンクールを実施し、優良事業所として54事業所を表彰した。

## 5 高齢者に対する交通事故防止活動の展開

高齢化の進展に伴い、増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、高齢者に対する交通安全対策の推進を図った。

### (1) 高齢歩行者・自転車利用者の安全対策

ア 県警では、加齢に伴う身体機能の低下が交通行動に及ぼす影響等の理解を促進するため、歩行者シミュレータを活用した参加・体験型の交通安全教育を 25回（651人受講）実施し、道路の模擬横断体験等を通じ安全な道路横断について指導した。

イ 令和2年は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により活動は低調であったが、例年県内各地区の高齢者交通安全指導隊、交通安全協会、交通安全母の会では、高齢者世帯を訪問し、手作りのパンフレット、夜光反射材等を配布し、交通安全指導を実施している。

また、各地区交通安全協会では、「反射視認暗視テント」を活用した高齢者交通事故防止活動を展開している。

ウ 毎日15日の「シルバー交通安全の日」の広報啓発活動を実施した。

エ 一般運転者に対し、高齢者の行動の特性や交通事故の特徴を十分認識させる広報教育活動を実施し、特に夜間運転は速度を落とし、早めのライト点灯と対向車や前方を走行する車両がいない状況での上向き点灯、ライトのこまめな上下切替えによる高齢者等の早め発見などの思いやり運転の浸透を図った。

オ 県警では、年間を通じて、高齢の歩行者・自転車利用者などのいわゆる高齢弱者を対象とした個別訪問指導活動を推進した。

### (2) 高齢運転者の安全対策

ア 運転免許を自主返納した高齢者に対し民間業者の協賛を得て特典やサービスを提供する「卒業運転サポート事業」により、自主返納しやすい環境づくりを促進した。

イ 県警では、運転時の事故回避のための危険予測を目的した危険予測トレーニング装置を活用した、参加・体験型交通安全教育を62回（1,458人受講）実施して高齢運転者に指導した。

ウ 高齢運転者の個別の運転能力や身体機能の低下などについて認識を促すため、交通安全教育用ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を1回（27人受講）実施した。

エ 安全運転サポート車を活用した高齢運転者教育を推進し、安全運転サポート車の普及啓発に努めるため、交通安全教育を10回（280人受講）実施した。

### (3) 自主制作動画を活用した交通安全啓発

県警では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、高齢者や子供が参加・体験・実践型の交通安全教育を受ける機会が減少したことを受け、対面によらない交通安全啓発活動の充実を図るため、ドライバーを対象とした「横断歩行者の保護」や「安全運転サポート車の普及」、自転車利用者を対象とした「交通ルール・マナーの周知」や「ヘルメットの着用促進」、歩行者を対象とした「夜光反射材の着用促進」など合計10本の動画を製作した。



(3) ピカッと・カチッと大作戦の展開

高齢者の交通事故防止を図るため、県警と交通安全協会が連携し、「ピカッと・カチッと大作戦（“ピカッ”と光ってセーフティ、“カチッ”と締めてセーフティ）を展開し、シートベルト着用啓発ボールペン10,000本、反射シール45,000個、反射リストバンド15,000個、ポスター 4,200枚、チラシ50,000枚を活用し県内各地で広報啓発活動を実施した。

(4) 「高齢者交通事故多発警戒警報」制度による事故防止対策

県警では、平成20年10月から「高齢者交通事故多発警戒警報」制度を導入し高齢者の交通事故防止にあたっている。

令和2年中は、高齢者交通事故多発署警戒警報を6回（福島北署、二本松署、郡山署、田村署、会津若松署（2回））発令したほか、地域警報を1回（県中地域）発令した。

この制度は、高齢者関与の重大事故が一定期間に連続的に発生し、又は発生するおそれがある場合に、その続発を防止するため警察力を集中させ各種高齢者対策を強力に推進するもの。

種 別	高 齢 者 交 通 事 故 多 発 署 警 報	高 齢 者 交 通 事 故 多 発 地 域 警 報
発 令 基 準	・7日間以内に高齢者関与の重傷事故が2件以上発生したとき ・同一地域、同一路線で、同一形態で高齢者関与の交通事故が連続して発生しているとき	・7日間以内に高齢者の死亡事故重傷事故が連続して発生しているとき 3件以上（県南・相双） 4件以上（県北・県中・会津いわき）
発 令 者	署長	交通部長
発 令 期 間	発令の日から5日間	発令の日から5日間

\* 「高齢化社会」：全人口に占める高齢者人口が7%を超えた社会  
「高齢社会」：全人口に占める高齢者人口が14%を超えた社会

## 6 チャイルドシートの普及促進対策

乳幼児の交通事故被害軽減を図るとともに、年少期からのシートベルト着用の意識高揚を図り、ひいては交通事故の減少を目指すことを目的に、以下の対策を実施している。

(1) 県交通対策協議会・市町村交通対策協議会による広報啓発活動

各季の交通安全運動の機会をとらえた全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用についての広報啓発活動を展開した。

(2) 県交通安全協会・地区交通安全協会

無料貸出事業の展開

「チャイルドシート・ベビーシート無料貸出制度」を実施し、1,494台の貸出を実施している。

## 7 自転車事故防止対策

### (1) 「福島県自転車の安全で適正な利用の推進に関する条例」の策定

令和3年10月12日、福島県自転車の安全で適正な利用の推進に関する条例を公布（自転車損害賠償責任保険等への加入等は令和4年4月1日施行）した。この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県、県民、自転車利用者、事業者及び自動車等運転者の責務並びに関係団体及び市町村の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的な事項を定め、自転車の安全で適正な利用を促進して歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することを目的としている。今後、交通安全や自転車関係の各団体、警察などの関係機関とより緊密に連携し、様々な媒体を用いた広報啓発や街頭啓発活動を通して条例の内容を県民に分かりやすく周知するなど、自転車の安全で適正な利用を促進する。

### (2) 自転車安全利用教育の推進

「福島県自転車安全利用五則」による指導とともに、道路交通法の一部改正に伴い自転車の路側帯通行は左側に限定されたことの周知・徹底を図ることにより、自転車関連の交通事故防止に努めた。

県警では、JA共済連等と連携し、令和2年中はスタントマンを活用した交通安全教室（スクエアード・ストレイト教育技法）を8回開催し2,515人が受講した（県警開催1回230人・JA共済連開催5回1,665人・福島市開催2回620人）。

### (3) 街頭指導の強化

自転車の安全利用の習慣化を図るため、5月の「自転車の安全利用のための広報キャンペーン」において集中的な街頭活動を展開したほか、年間を通して警察、学校、交通ボランティア等合同による駅・学校周辺の通学路における街頭指導を展開した。

### (4) 「モデル横断歩道」指定による安全対策の実施

県警では、過去に歩行者被害の交通事故が発生したり、通行量や横断歩行者が多く、特に対策が必要となる横断歩道を、各警察署ごとに選定し、県内において合計92箇所をモデル横断歩道に指定した上で、道路環境対策（標識、標示の視認性確保等）、交通安全教育・広報啓発活動、歩行者の保護誘導活動、交通指導取締りなど、各種横断歩行者保護対策を推進した。

## 第3 交通安全県民大会

県及び県交通対策協議会は、例年、交通安全意識の普及と高揚を図るため、交通安全推進機関・団体の協力のもとに、県内各地から多くの参加を得て、福島県交通安全県民大会を開催し、優良市町村交通対策協議会等の表彰が行われるほか、生命の尊さを認識し、交通事故のない、安全で安心して暮らせる福島県を実現するため、県民一丸となって、交通事故の根絶に向けてまい進することを宣言している。

令和2年本大会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となったが、下記表彰受賞者・団体には関係市町村や警察署等を通じて表彰状が伝達された。

### 表 彰 関 係

1 福島県交通対策協議会長表彰	
(1) 優良市町村交通対策協議会	4団体
(2) 交通安全活動協力者	31名
(3) 優良交通関係団体	10団体
2 福島県警察本部長・福島県交通安全協会会長連名表彰	
(1) 交通安全功労者	120名
(2) 優良運転者	252名
(3) 交通安全優良学校	12校
(4) 交通安全功労団体	14団体
3 福島民報社特別表彰	3団体
4 福島民友新聞社特別表彰	3団体
5 福島県交通対策協議会長感謝状	3団体

## 大 会 宣 言

交通事故をなくすことは、全ての県民願いです。

本日、第58回福島県交通安全県民大会にあたり、命の尊さを深く認識するとともに、交通事故のない、安全で安心な福島県を実現するため、決意を新たに、県民一丸となって次のことを実行し、交通事故の根絶に向けてまい進することを誓います。

- 1 わたしたちは、関係機関・団体と連携、協力し、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域が守る」という安全意識をもって、交通事故防止運動を推進してまいります。
- 2 わたしたちは、「交通安全は家庭から」を合言葉の下、思いやりと譲り合いの心をもって、子供と高齢者の交通事故防止に努めます。
- 3 わたしたちは、交通事故発生時の被害の防止・軽減を図るため、全ての座席で必ずシートベルトとチャイルドシートを着用します。
- 4 わたしたちは、夕暮れ時や夜間の交通事故防止に効果が高い夜光反射材の着用促進に取り組んでまいります。
- 5 わたしたちは、地域一体となって飲酒運転根絶運動に取り組み、社会から飲酒運転を追放します。
- 6 わたしたちは、自動車などを運転する際、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる時は、必ず一時停止しなければならないという交通ルールを守ります。

令和元年10月11日

第58回福島県交通安全県民大会